

社会保障審議会統計分科会について

1 分科会の設置

社会保障審議会統計分科会（以下「分科会」という。）は、社会保障審議会令第5条に基づき設置。

2 分科会の構成

分科会は、現在11名で構成（平成25年8月現在。定数なし。）

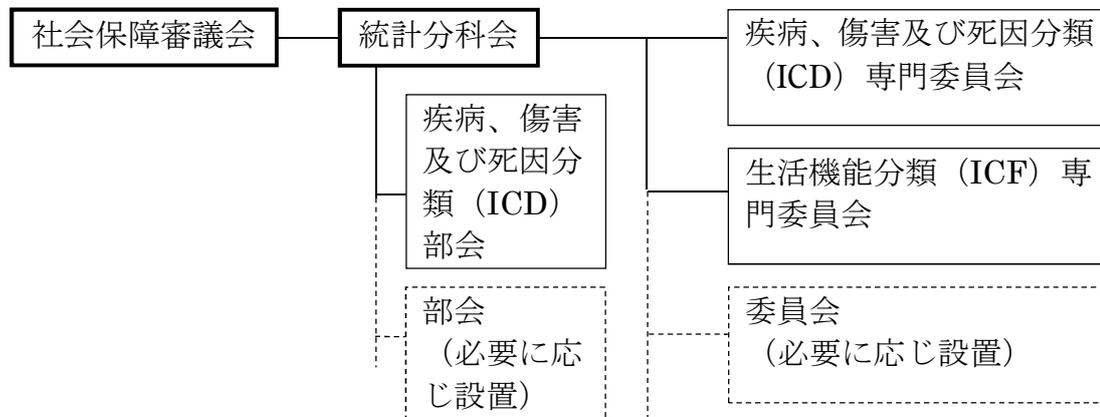
- 委員：4名（社会保障審議会（以下「審議会」という。）の委員）
- 臨時委員：7名

3 分科会の所掌事務

所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、「統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること」。（社会保障審議会令第5条第1項）

4 部会及び委員会

- (1) 分科会に部会を置くことができる。
〔社会保障審議会令第6条、社会保障審議会運営規則第7条〕
- (2) 分科会の定めるところにより委員会を設置することができる。
〔社会保障審議会運営規則第8条〕



- (3) 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
〔社会保障審議会令第5条第3項〕
- (4) 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
〔社会保障審議会令第5条第5項〕

5 当面の審議事項

社会保障審議会の分科会として、社会保障及び人口問題と関連が深い統計について基本的な問題を中心に審議するが、当面は、統計の新規企画や既存統計の変更のうち、重要なもの（基幹統計）についてそのあり方や改善の観点から審議を行う。